

規制改革推進に関する中間答申 関連資料集

内閣府 規制改革推進室
令和5年12月

1. 革新的サービスの社会実装で人口減少を乗り越える P.2～12
 2. 未来を拓く投資を拡大する P.13～20
 3. 良質な雇用を実現する P.21～22
- (参考) 再生可能エネルギー等に関する規制等の
総点検タスクフォースにおける当面の規制改革の実施事項 P.23～24

1. 移動の足の不足の解消

現状

移動の足が不足している状況を改善するため、タクシーを含め、十分なドライバーの活用が必要

ー地域：恒常的に不足（交通空白地）

ー都市部（観光都市を含む）：イベント、季節、天候、曜日・時間帯で不足（「時間交通空白」）

※時期の表記は特記ない限り措置時期を表す

タクシーの規制緩和

◆第二種免許取得に係る要件の緩和等

- 取得期間短縮（一日の教習時限（3→4時間/日）→5日+1時限で取得）【6年上期】
- 教習の効率化（一種免許との重複削減等。取得期間の大幅な縮減）【6年度中目途】
- 多言語での試験実施【5年度】
- 地理試験の廃止【5年度】
- タクシー事業者による新規雇用時の指導日数要件（現行10日）の撤廃【5年度】

◆白タク仲介アプリの取締強化

- アプリ事業者による違法な仲介行為への行政指導。必要に応じ法制度の検討【5年度】

自家用自動車を用いた有償運送の制度改善（道路運送法78条2号）

- 交通空白地※に、①数値やデータで目安提示、②時間帯概念の導入【5年】
- ※道路運送法上「その他の交通が著しく不便な地域」であり、パブコメ案では「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」
- 地域公共交通会議※1が、相当の期間※2を要しても結論への道筋に至らない場合に、首長が判断できることを明確化。【6年6月】

※1 首長、事業者・団体、住民・旅客、地方運輸局長、運転者団体、実施NPO等で構成。

※2 2ヶ月を念頭に、年度内に具体的な期間を決定。

- 区域外運送（区域内の交通空白地から空白地外（区域外の駅、病院等）を原則化。【6年6月】

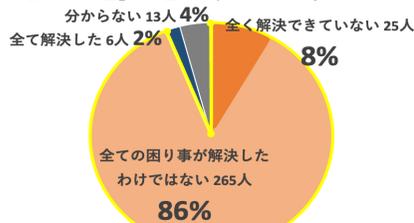
- 一定のダイナミックプライシングが可能であることを明確化【5年度】

- 自治体等からの委託を受けた株式会社の制度への参画【5年】

- 宿泊施設の車両の有償運送へ利用できることを明確化【5年】

（参考）現行制度に対する首長の声

自家用有償旅客運送を実施することで、「移動の足」不足は解決したか。(n=309人)



（出典）活力ある地方を創る首長の会 アンケート(R5.11.30)

自家用車・一般ドライバーを活用する新たな制度（道路運送法78条3号）

- アプリ及び利用者ニーズのデータ等を活用し、タクシー供給が需要に追い付かないことが多い地域、時期、時間帯を特定。不足分についてタクシー会社が自家用車・ドライバーを利用し、事業の一環として運送サービスを提供可能とする。【6年度から実施】
- ※ドライバーを十分に確保する観点から、安全確保を前提に、労働条件など担い手確保に必要な要素を考慮して、雇用契約に限らず検討。
- ※新規参入ができる環境整備の一貫として、準特定地域の解除見通しを事前に公表。
- ※タクシー事業者の運送責任や安全確保を前提に、新たに活用する地域の自家用車・ドライバーについての教育、運行管理・車両整備管理の在り方等を今後検討。

タクシー事業者以外の者によるライドシェア事業の法律制度の議論

- 上記施策の実施効果を検証しつつ、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法律制度について議論。【6年6月】

委員意見（今後の検討課題）

- 事業者自身の利用者に対する法的責任（米国型は仲介のみ）
- 徹底した安全規制・犯罪対策の導入
 - ・ドライバーの事前・事後審査・レーティング、事業者による保険加入義務、性犯罪対策、アプリでの記録保持義務 等
- 新たな働き方の尊重、副業・兼業推の推進
- 地域・時間帯・台数の不制限、自由度の高い料金規制

（参考）海外の状況

ライドシェア（一般ドライバーが自家用車を利用して容易に有償運行が可能で、かつ、変動運賃を利用できるもの。現地法制上は「タクシー」とされている場合を含む）はOECD 38か国中25か国で導入済との指摘あり。
（主な導入国）西、仏、独、蘭、フィンランド、米、英、豪、加、スイス、ニュージーランド、メキシコ、ノルウェー など。

2. 無人航空機（ドローン）の事業化に向けた環境整備

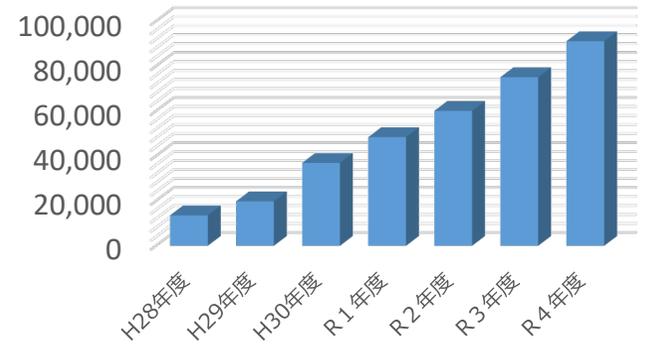
○人口減少等、進行する様々な社会問題を解決するため、地域における生活物資の円滑な配送等、ドローンの社会実装・事業化の早期実現が急務。

→事業コストを大幅に減少させる「レベル3.5飛行」新設、飛行申請に対する許可・承認の短縮化等を行う。

現行制度による課題

- 日本の生産年齢人口は2020年からの30年間で約3割(約2,000万人)が減少。
- 産業別では、例えば運輸・郵便分野では**21万人の人手不足**が発生すると推計。
【出典】パーソル総合研究所・中央大学「労働市場の未来推計 2030」
- ドローンの飛行申請件数は右肩上がり、令和4年度は**9万件**を超える。
- 一方、例えばレベル3(無人地帯における目視外飛行)においては、道路や鉄道等の横断時に求められる立入管理措置など、事業化を阻む各種規制が存在するため、**ドローンを活用した事業はごくわずか**。

参考1 飛行に係る許可承認申請件数(年度別)



【出典】国土交通省HP掲載資料を基に事務局作成

規制改革の方向性

- 一定条件を満たすことで、立入管理措置なく道路等の上空横断が可能な「**レベル3.5飛行**」**制度を新設**。【措置済み】
- 効率的な型式認証取得を実現し、5機種以上の型式認証を目指す。【令和5年度措置】
- 許可・承認手続の短縮化、ドローン情報基盤システムの改修等の実施**。
【令和5年度結論、令和6年度措置】
- 農薬散布を行う場合の通報の包括化等、**飛行通報計画に関する運用改善の検討**。
【令和5年度以降継続的に措置】
- KGI・KPIの設定、ドローンに利用可能な無線LAN用周波数帯の拡大、G空間情報の活用促進。
【令和5年度以降継続的に措置】

事業者の要望	改革案【年内実施】
現在のレベル3飛行の立入管理措置(補助者、看板、道路横断前の一時停止等)を緩和してほしい。	レベル3.5の新設 により、 現在の立入管理措置を撤廃
(現在のレベル3) ○補助者・看板等の配置 ○一時停止	<ul style="list-style-type: none"> 操縦ライセンスの保有 保険への加入 機上カメラによる歩行者等の有無の確認
	 <ul style="list-style-type: none"> ○補助者・看板等不要 ○一時停止不要

【出典】第1回スタートアップ・投資WG(令和5年11月17日)資料6

参考2 レベル3.5飛行の先行事例

- かみしほろ
・12月上旬、初の「レベル3.5」飛行が北海道上士幌町で実施。
- ・フードデリバリー(下図)及び個人宅への新聞配達が行われた。



【出典】国交省HP/(株)NEXT DELIVERY HP

規制改革の効果

ドローンの社会実装及び事業化

3. 物流車両情報の即時把握等を促進する運行記録規制の見直し

- 物流のいわゆる「2024年問題」※1に対し、現状のままでは2024年度には14%（4億トン相当）、2030年度には34%（9億トン相当）の輸送力が不足するおそれ。

【出典】「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）

※1 2024年度から運転者に時間外労働の上限規制（960時間）が適用されることに伴い懸念される深刻な人手不足等を指す。

- 運送トラック等の現状の積載率は38%（2022年度）。トラック等の空きスペースを有効活用し、積載率を改善すれば2024年度に予想される輸送力不足の約45%（1.8億トン相当）が賄えるとの試算あり※2。

※2 「物流革新に向けた政策パッケージ」（同上）によると、積載率38%を50%×達成率（2割）に向上すれば、トラック運転手6.3万人（貨物1.8億トン）相当の輸送力を補える。

→ 有力な方策として、トラックや倉庫を始め既存の物流リソースの有効活用や、荷主とトラック運送事業者間のより効率的なマッチング等を実現する物流車両情報の即時把握等の促進が挙げられる。

- 物流車両情報の基となる運行記録規制の見直しを提言。

現行制度による課題

- デジタル式運行記録計（デジタコ）の車両運行データをクラウドのみで保管・送信できず、トラック等の空きスペース・場所をリアルタイムに把握しにくい。
※ 運行記録計は、自動車の瞬間速度・走行距離・走行時間を記録（アナログ式は紙に記録、デジタル式は電子データで記録）するもので、当該車両の運行状況を確認することができる。
- 厳しい基準を満たす端末が高価格で、デジタコの普及を妨げている。

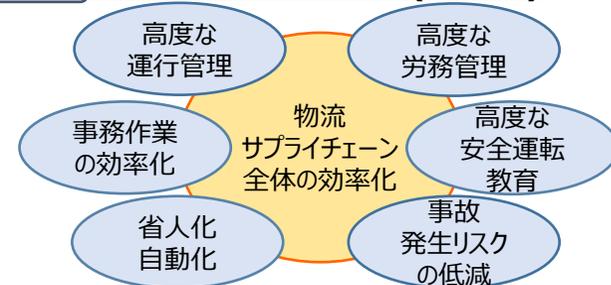
規制改革の方向性

- 運行記録計について、以下3点を可能とする。
 - ① クラウド上のみでの車両運行データ保存
（通信不能時の車両運行データが機器内で記録できる場合に限る。）
 - ② Wi-Fi等の通信を活用した車両運行データ出力（送信）
 - ③ 走行速度や走行距離といった情報取得時の車速パルス以外の信号利用**【令和5年結論、令和5年度措置】**
- 事業用自動運転車に対する運行記録計の義務付けのあり方を見直す。
【令和5年度検討開始、令和6年結論・措置】
- 「物流情報標準ガイドライン」の活用促進を図るため、利用手引きの作成・発信し、物流の効率化・生産性向上を推進。
【令和5年度検討開始、令和6年結論・措置】

参考1 運行記録計に係る現行制度の例（イメージ）



参考2 車両運行データの利活用（イメージ）



規制改革の効果

- 物流車両情報の即時把握等を促進し、物流の輸送力不足を改善。

4. 身近な場所でのオンライン診療の受診

○患者やその家族等にとって、仕事、介護、育児等を行いながらの通院は重い負担。そうした方々にとって、オンライン診療は、有効な選択肢となるが、現状は、受診の場所に制限があり、居住地域やデジタルリテラシーなどによって、オンライン診療の受診の機会に差がある状況。

→場所の制限を緩和し、デイサービスや学校、公民館等、これまで以上に利用者の身近な場所でのオンライン診療の受診を可能とする。

現行制度による課題

- 身体が不自由であったり、デジタル機器に不慣れな高齢者等が、デイサービスや公民館等の身近な場所で、必要に応じサポートを受けながらオンライン診療を受診できる環境の整備が必要（参考1）
- 一方、現行法令上は、診療の受診場所は「医療提供施設」が「患者の居宅等」と規定（参考2）され、上記のような施設ではオンライン診療の受診が認められていない（※）ことから、利用者ニーズに応えようとする業界団体や自治体から規制緩和を求める声（参考3）

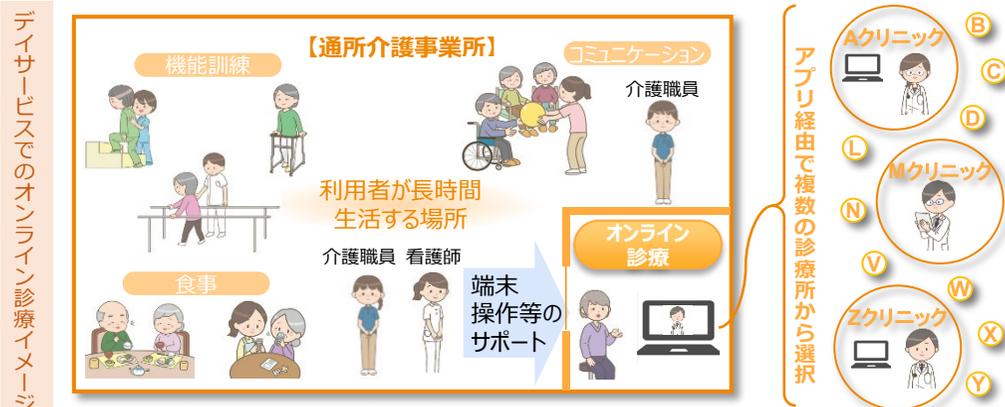
※医師が常駐する診療所の開設が必要

規制改革の方向性

令和5年措置

- 「患者の居宅等」に、デイサービス等が含まれることを明確化
- 「医療提供施設」として、現在へき地限定としている「公民館等でのオンライン診療のための医師非常駐の診療所開設」を、都市部を含め認める

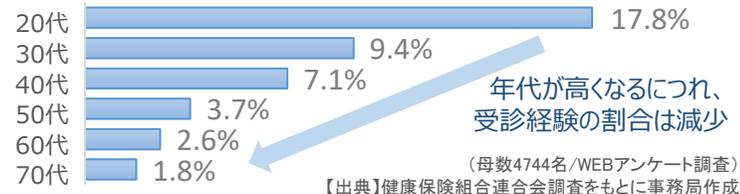
これまで以上に身近な場所（デイサービス、学校、公民館等）で、オンライン診療を受診できる場所が全国で拡大



※R5.11.20 健康・医療・介護WG日本デイサービス協会提供資料（抜粋・一部加工）

上記のほか、オンライン診療の更なる普及・促進に向けて、精神科・小児科などの診療におけるオンライン診療の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。 **令和5年度措置**

参考1 年代別オンライン診療の受診経験割合（R3.12時点）



参考2 診療の受診場所に関する規制 ※対面・オンライン共通の規制

- | | |
|--------|---|
| 患者の居宅等 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 患者の居宅以外では、特養等のほか「医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所」とされている（※1） ➢ 「医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所」としては、「職場」が例示されているのみ（※2） |
| 医療提供施設 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公衆又は特定多数人への医業提供には、「診療所」等の開設が必要（※3） ➢ 管理者たる医師の常駐を求めている（※4） |

※1 医療法施行規則第1条 ※2 オンライン診療の適切な実施に関する指針
※3 医療法第1条の5 ※4 医療法第10条。ただし、R5年5月から、例外的に、へき地等では「公民館等でのオンライン診療のための医師非常駐の診療所開設」が認められている

参考3 業界団体・自治体からの声

※R5.11.20及びR5.12.18 健康・医療・介護WGでのご意見

- **デイサービスは、利用者が長時間生活する場所**であり、当該場所でのオンライン診療を可能とすることは、利用者や家族にとって、通院のための移動・経済的負担や（家族の）介護休暇取得等の軽減になる。 [日本デイサービス協会]
- **患者の身近な場所での医療アクセス確保は、人口減少に起因する、移動や医療環境の非効率への対応といった全国の自治体の共通の課題解決の一助になりうる。** [石川県/能美市]
- オンライン診療は、**通院負担が大きい高齢者・障害者が、自宅等において、医療機関に移動することなく医師の診察を受けることができ、こうした方々の受診の機会を確保する上で有効な選択肢**になり得ると考えている。 [千葉県]

5. 一般用医薬品（スイッチOTC） 選択肢拡大

- 海外では処方箋なく購入できる医薬品が日本では購入できず、処方箋をもらうために通院が必要。
- 国民の安全を確保しつつ、より効果の高い医薬品へのアクセス向上のため、海外2か国以上でスイッチOTC化(※1)されている医薬品について3年以内に日本でもスイッチOTC化するとの目標やそのための審査プロセスの見直し等、スイッチOTC化を加速し、スイッチ・ラグ(※2)を解消する必要。

※1 スイッチOTC化：処方箋が必要な医療用医薬品から処方箋が不要なOTC医薬品への転用

※2 スイッチ・ラグ：海外で処方箋が不要な医薬品に転用された時点から同医薬品が日本で処方箋が不要な医薬品に転用されるまでの遅れ

現行制度による課題

- 仕事、育児・介護、移動の足が無い等の事情で診察に時間を費やせないこともあるとの指摘(参考1)。
- 日本では、70成分以上の医薬品でスイッチ・ラグが存在、患者ニーズが高い医薬品も最長20年以上スイッチOTC化の遅れが発生(参考2)。
- スイッチOTC化の審査プロセス(参考3)では、主に評価検討会議での検討と、PMDA((独)医薬品医療機器総合機構)での審査に時間を要しているとの指摘。また、申請後、10年を超える「塩漬け」の案件も存在。
- 評価検討会議はR3以降11回の会議中7回を1つの医薬品(緊急避妊薬)のOTC化についての議論に費やし、新規の医薬品の議論は3回のみ。過去3年間(R3.4~R5.12まで)でスイッチOTC化された成分は7成分のみ。

参考1 現在通院していない理由(高血圧症)



参考2 スイッチ・ラグの状況

70成分以上、20年超のスイッチ・ラグも発生。

薬効	成分名	ラグ
胃酸分泌抑制(PPI)	オメプラゾール	24年
緊急避妊	レボノルゲストレル	24年
脂質異常改善	シンバスタチン	19年
片頭痛	スマトリプタン	17年
閉塞性気道障害	サルブタモール	15年
乾癬(皮膚の炎症)	カルシポトリオール	13年
下部尿路障害	オキシブチニン	10年

参考3 スイッチOTC化プロセス



規制改革の方向性

- R5末時点で海外2か国以上でスイッチOTC化されている医薬品(50成分以上)について、原則(※)3年以内(R8末まで)に日本でもスイッチOTC化(スイッチ・ラグを解消)する目標を設定。
- ※ R6年末までに申請されたものに限る。R7以降にスイッチOTC化の要望・申請がされるものについては、評価検討会議は1年以内に検討結果をとりまとめ、PMDAは1年以内に承認の可否を判断する。
- スイッチOTC化の審査プロセスの見直し等必要な措置を講ずる。
【R5年度措置】

6. 診療報酬上の書面要件の廃止・デジタル化

- 診療報酬算定のために「文書」を用いた患者への説明や、「文書」での専門職への情報提供が必要な項目が存在。医療現場の事務負担や通院が必要となる患者の負担となっているが、例えばオンライン診療に当たって資料のデータを投影することや、メールで資料のデータを送付した際に算定可能かどうか不明。

→ デジタル原則に倣い、書面のデジタル化が可能であることを明確化する。

現行制度による課題

- 診療報酬の算定要件に、患者への説明や専門職(他の医師、看護師、薬剤師など)への情報提供に「文書」を用いることが求められており(参考1)、そのうち大半の項目において、「電磁的記録」による情報提供が可能かどうかは明らかではない(参考2)。
- 医療機関等は診療報酬算定のために書面の作成を余儀なくされ、紙の作成、保管、管理といった対物業務に時間的・金銭的成本が発生。
- 情報の受け手である患者や専門職においても情報を受け取るために時間的・金銭的成本(医療機関を訪問して検査結果を聞く、書面作成の時間を医療機関で待たなければならない等)が生じているとの指摘が存在。

参考1 情報提供に「文書」を用いることを求めている例(外来迅速検体検査加算)

- 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、外来迅速検体検査加算として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

○ R3.4~R4.3の算定回数：1億2500万回

参考2 「文書」が要件とされている項目の数

- 診療報酬算定の要件として「文書」での情報提供等を要件とする項目数：98件
(外来迅速検体検査加算、こころの連携指導料(I)、アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料、等)
- そのうち電磁的方法による提供が可能な旨明記されている件数：4件
(診療情報提供書、等)

※ 厚生労働省が機械的に算出

規制改革の方向性

- 書面の作成又は書面を用いた情報提供等が診療報酬算定の要件とされる項目の全てについて、デジタル原則に倣い、電磁的方法によることが可能であることを明確化。

【令和5年度措置】



7. 高齢者施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化の推進

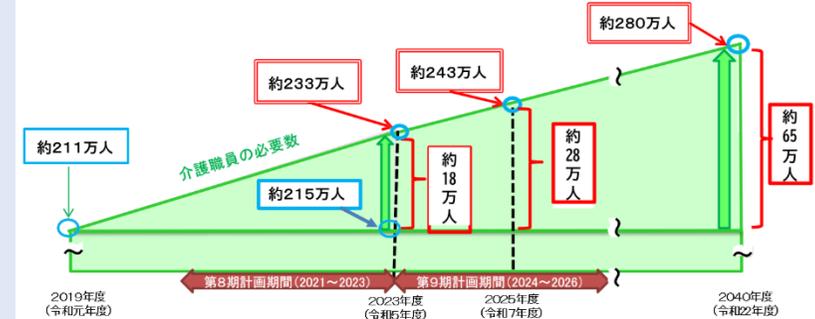
介護人材不足が深刻化する中、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボット・ICT機器の積極活用など、一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準を、令和6年度から特例的に柔軟化する。

現行制度における課題

生産年齢人口の減少と高齢化により、介護職員の必要数は拡大する一方で介護人材の増加は限定的。介護人材の不足は深刻化。

→ICT技術等により、従来より少ない人数で、介護職員の負担軽減と介護の質の向上を両立し、処遇の改善や人材確保につなげる必要。

参考 第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数



(出典：厚生労働省) ※直近の介護職員数は、「令和3年介護サービス施設・事業所調査」による215万人を引用

【現行制度】高齢者施設における人員配置基準

(要介護者：看護・介護職員 = 最大3：1)

(要支援者には最大10：1) (※省令による運営基準、常勤換算)

規制改革の方向性 (厚生労働省の対応)

- 厚生労働省の実証事業 (令和4～5年度) の結果を踏まえ、介護ロボット・ICT機器の活用など一定の要件を満たす高齢者施設 (介護付き有料老人ホーム等) における人員配置基準について、【要介護者：看護・介護職員 = 最大3.3：1】 (10%緩和) とする。【令和5年度措置】

(注) ローカルルール対策として、客観的な指針及び統一の様式を定める。施設が一定期間の試行を行った結果を自治体が定量的に確認できた場合、届出の受理をもって、適用する。【令和5年度以降継続的に措置】

(注) 実証事業を継続し、対象施設の拡大 (特養等) など検討し、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。【令和6年度以降継続的に措置】

参考 高齢者施設が満たすべき主な要件

- ①睡眠センサー・見守りセンサー



- ②インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器等



- ③施設毎に、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を設置



8. 遠隔教育の活用促進

- 高校、中学校及び小学校における遠隔教育の活用にあたって、児童生徒のいる教室に配置する必要がある教員について国が定める要件が不明確であることが支障となっている。
→教育の質の向上を図る観点から、都道府県教育委員会の判断により、普通免許状を有する教員以外の教員を配置できるようにするなど、学校現場の創意工夫に基づく遠隔教育の活用を後押しする。

現行制度による課題

- 遠隔教育を行う際に児童生徒のいる教室に、普通免許状を有する教員以外の特別非常勤講師制度等を活用して任用した教員を配置できることが明確化・周知されていない。
- 加えて、中学校における「遠隔教育特例校制度」は、文科省の指定が必要。
(全国の指定数は、令和4年度は12校、令和5年度は6校)
- また、高等学校の科目数は多く(200超)、各校が多様な科目を開設することには限界。

(参考) 自治体の要望

- ・複式学級の一方向の学級に別教室で遠隔教育を行う場合や、普通免許状を有する教員の十分な確保が難しい夜間中学等において、学習指導員等の教員でない者も配置可能とすべき
- ・遠隔教育特例校制度を都道府県教育委員会の判断で実施可能とすべき

(出典) 自治体の要望は、規制改革推進会議第2回働き方・人への投資WG(令和5年11月20日)の資料2、3を基に記載。

規制改革の方向性

[a~c: 令和5年度着手、d: 令和5年度以降継続的に措置]

- 教師数の合理化が目的ではないこと等を踏まえた上で、以下の措置を講じる。
 - 普通免許状を有する教員以外の教員(臨時免許状や特別免許状を有する教員、特別非常勤講師)を任用して、児童生徒のいる教室に配置できることを明確化・周知する。
 - 「遠隔教育特例校制度」を都道府県教育委員会等の適切な関与の下で実施可能とする。
 - 高等学校において、一定の要件の下、受信側に非教員も配置可能とする。
 - 自治体における遠隔教育活用に関するデータや課題・ニーズを把握し、制度改善等を行う。

遠隔教育を行う際に児童生徒のいる教室に配置する者

	教員 (普通免許状・臨時免許状・特別免許状を有する者、特別非常勤講師 ※a)		非教員 (学習指導員などの職員)
	授業教科と同じ	授業教科と異なる	
高等学校	○	○	× ○ ※c
中学校 (夜間中学を含む)	○	× (注) ○ ※b	(注) 遠隔教育特例校は教員免許状を有する者について○
小学校	○	-	

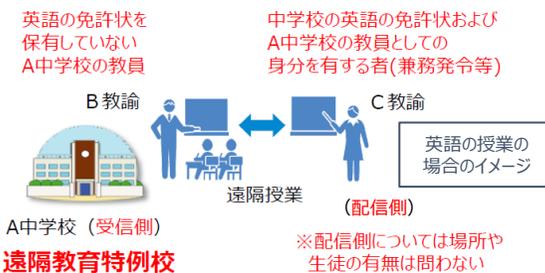
参考1 普通免許状以外の教員免許状等

- 臨時免許状
 - ・普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、授与。
 - ・授与件数(令和3年度)
小: 4,192件、中: 2,150件、高: 2,424件
- 特別免許状
 - ・優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れるために授与。
 - ・授与件数(令和3年度)
小: 32件、中: 83件、高: 203件
- 特別非常勤講師
 - ・地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎入れるため、教員免許を有しない者に教科の領域の一部を担当させる。
 - ・届出件数(令和3年度)
小: 3,710件、中: 2,299件、高: 11,990件

(出典) 件数は文部科学省「令和3年度教員免許状授与件数等調査」における件数。

参考2 遠隔教育特例校制度

- 一定の基準を満たすと文部科学大臣が認める中学校において、受信側の教員が授業教科に相当する免許状を有していなくても、遠隔にて授業を行うことを可能とする制度



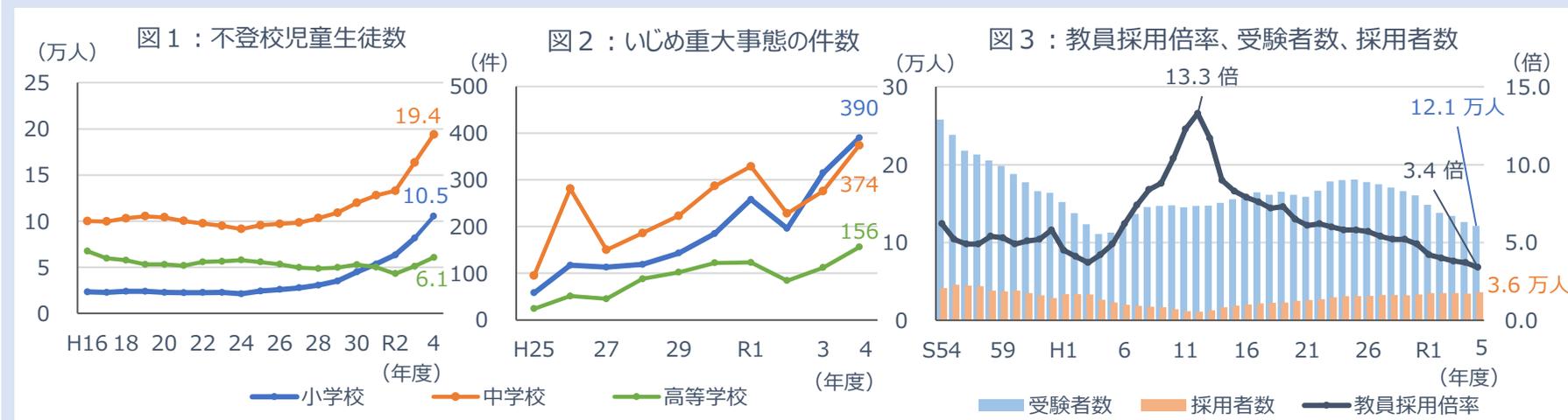
(出典) イメージ図は中央教育審議会初等中等教育分科会義務教育の在り方ワーキンググループ(第9回)資料1-3を基に作成。

9. 教育政策に関するEBPMの推進

- 不登校やいじめ重大事態の増加、教員の採用倍率の低下など、現在教育を受けている子どもたちを取り巻く様々な課題が存在。
- こうした課題に対してエビデンスに基づく効果的な対応をとるために、教育関連データの収集・分析を充実する必要がある。

現状と課題

- ・小学校、中学校の不登校児童生徒数は10年連続で増加し、令和4年度は過去最多。高等学校も2年連続で増加。
- ・いじめ重大事態（※）の件数は小学校、中学校、高等学校いずれも増加傾向にあり、令和4年度は過去最多。
※ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項における「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態
- ・公立学校の教員採用倍率は平成12年度には13.3倍であったが、その後は低下傾向が続き、令和5年度は過去最低の3.4倍まで低下。



(出典) 図1、2は文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、図3は文部科学省「令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況」より作成。

改革の方向性

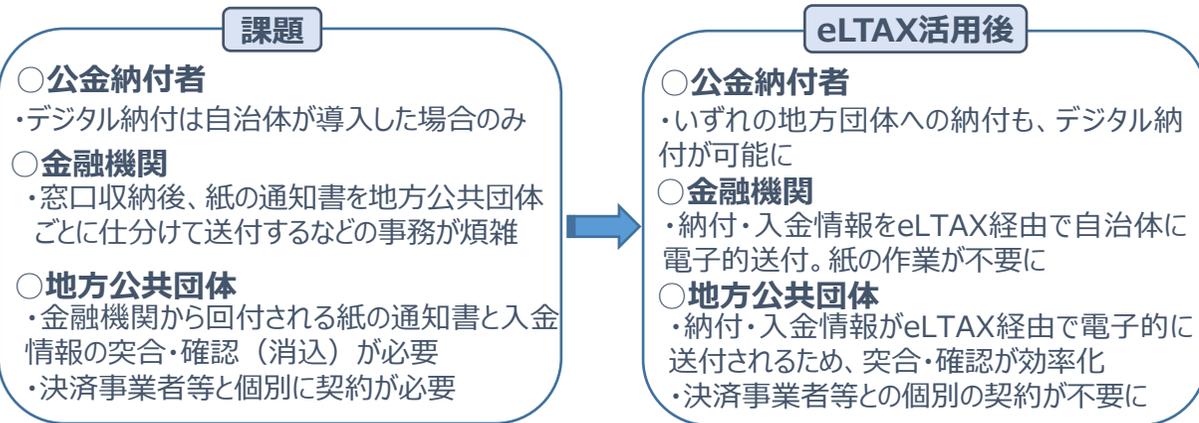
- これらの課題に対して、エビデンスに基づく効果的な対応を推進するEBPMの観点から、教育関連データの収集・分析を充実させるための具体的検討を行う。

【令和5年度以降継続的に措置】

10. 地方公共団体への公金納付のデジタル化

- 給食代、授業料といった地方公共団体への公金納付は、依然として窓口納付が多く利用されており（限られた先進自治体ではデジタル納付を可能とするケース有）、全国共通のデジタル納付の仕組みがないため、住民の利便性や、金融機関等の事務効率化に課題。
→住民の希望に応じて、全国いずれの地方公共団体に対しても全国共通のシステムであるeLTAXを活用したデジタル納付（スマホ決済、インターネットバンキング、ペイジー、クレジットカード等）を可能とする。

現行制度による課題と改革の効果



参考1 eLTAXについて

地方税に係る手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム。地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。（※現状公金是对象外）

【eLTAXのメリット】

- ① 全自治体、全国の金融機関と接続済み。
- ② スマホ決済、インターネットバンキング、ペイジー、クレジットカード等による納付が可能。

参考2 年間の各公金に係る納入通知書発行件数

公金の名称	人口10万人あたりの納入通知書発行件数	左記の数値を日本人口に引き直した場合の発行件数（推計）
国民健康保険料	4万3,801件	約5,256万件
介護保険料	2万2,433件	約2,691万件
後期高齢者医療保険料	1万5,450件	約1,854万件
公営住宅使用料	1,895件	約227万件
給食費	1,369件	約164万件
保育所保育料	1,157件	約138万件
高等学校授業料	1,030件	約123万件
放置違反金（車両）	257件	約30万件
土地賃貸料	237件	約28万件
道路占用料	223件	約26万件

※ 第1回公共WG（令和5年11月16日開催）資料2-1「地方公共団体への公金納付のデジタル化について」総務省御提出資料を抜粋、推計部分は事務局により加筆

規制改革の方向性

- ① **国民健康保険料等（件数が多いもの）や、道路占用料等（事業者ニーズが高いもの）**
→遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した納付を可能となるよう必要な措置を講ずる。
【遅くとも令和8年9月までに措置】
 - ・国民健康保険料等：いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数あり
また、自治体の基幹業務システム統一化・標準化の対象事務
 - ・道路占用料等：性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金
- ② **土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料（デジタル納付により住民の利便性が向上するもの）**
→ **制度整備以降速やかにeLTAXを活用した納付を可能となるよう必要な措置を講ずる。**
※納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除く
【制度整備（遅くとも令和8年9月）以降速やかに措置】
 - ・②記載公金：窓口納付が一定数あるとして、全自治体でのeLTAX活用の要請がある公金

1.1. 国立大学の入学金等のデジタル化

国立大学の入学金等に関して、金融機関の窓口での納付を求める大学が多く、納付のために窓口まで出向く必要があり、学生や保護者の利便性に課題。金融機関にとっても、特定の時期に窓口納付が集中し、多大な業務負担。
 →7年度以降の入学生について、入学金等の電子的納付手段を確保するための通知を全ての国立大学に発出。

現状と課題

- 令和6年度の国立大学（学部）の入学定員は、**約96000人**。（出典：文部科学省HP掲載資料）
- 入学金納付について、国立大学全86のうち、電子的支払手段に対応していない大学は42、その中で銀行窓口支払のみを求めている大学は32あり、**相当割合の大学で窓口支払を求めている**。

規制改革の方向性

- 文部科学省は、全ての国立大学に対し、**令和7年度以降に入学する学生を対象に、入学金及び検定料の納付について、デジタル手続法第二条第一号も踏まえ、電子的支払手段による納付を確保するよう求める通知**を発出。以下も併せて通知。
 - ・ 国立大学が納付者に対し、納付窓口以外の手段として、**インターネットバンキングによる振込を認めること自体には大学において追加のシステム関連投資は不要** ※WEB出願を可能とするにはシステム改修が必要な場合あり
 - ・ インターネットバンキングによる支払時に、本人確認情報の入力を求めることで、本人確認は可能
 - ・ 学生本人や保護者目線で、**授業料も含め、同規定も踏まえ、電子的支払手段（インターネットバンキング、クレジットカード、ペイジー、QRコード決済など）の導入**を実施
- 文部科学省は、通知の効果を検証するため、国立大学に対し、**電子的支払手段の導入意向や時期等を調査し、その結果を会議に報告**する。

【通知は令和5年度内措置、調査は令和5年度内に実施、令和6年4月までに会議に報告】

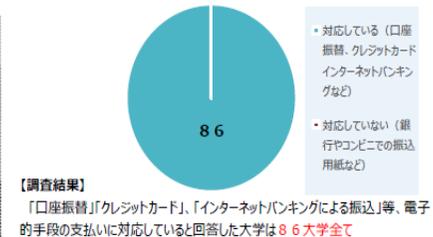
参考 入学金等の納付方法に関する調査結果

国立大学における授業料・入学金・検定料の納付方法についての調査結果※調査対象校：86大学

1. 授業料納付方法はどのような手段により納付可能か（複数回答可）

【回答内容】

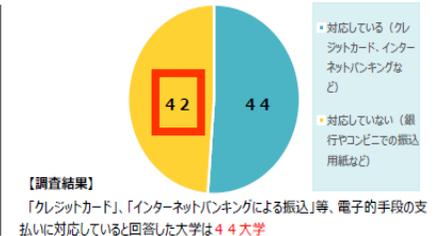
・ 口座振替	84大学（98%）
・ クレジットカード	3大学（3%）
・ 振込用紙（銀行窓口払い）	64大学（74%）
・ 振込用紙（コンビニ等銀行窓口以外払い）	4大学（5%）
・ インターネットバンキングによる振込	44大学（51%）
・ その他	36大学（42%）



2. 入学金納付方法はどのような手段により納付可能ですか。（複数回答可）

【回答内容】

・ クレジットカード	24大学（28%）
・ 振込用紙（銀行窓口払い）	73大学（85%）
※銀行窓口払いのみの対応と回答した大学	32大学
・ 振込用紙（コンビニ等銀行窓口以外払い）	15大学（16%）
・ インターネットバンキングによる振込	30大学（35%）
・ その他	36大学（42%）



3. 検定料納付方法はどのような手段により納付可能ですか（複数回答可）

【回答内容】

・ クレジットカード	67大学（78%）
・ 振込用紙（銀行窓口払い）	53大学（62%）
・ 振込用紙（コンビニ等銀行窓口以外払い）	40大学（47%）
・ インターネットバンキングによる振込	59大学（69%）
・ その他	48大学（56%）



12. 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し

- 起業家の負担軽減のため、法務省の関与の下作成されるスタートアップ向けの「モデル定款」を利用する
場合については、公証人への定款案の提出から2営業日以内の認証完了を可能とし、面前確認における
ウェブ利用を原則化する。あわせて、社会的ニーズ等を踏まえた公証人制度の抜本的見直しを提言。

現行制度による課題

- (1) 定款認証について、数週間程度の時間を要するなど起業家の負担となっているほか、ウェブ会議利用率は1割にとどまる。
※米国ではWeb経由で10分程度で会社設立が可能な州もあり、我が国の起業環境はスピード感とデジタル化の面で遅れ
- (2) 公証人制度について、長期にわたり見直されておらず、ビジネス環境の変化やデジタル技術の発展等に十分に対応できていない。
※行政事業レビューにおいて、定款認証の必要性の根拠として、制度が導入された昭和13年当時における定款の記載不備や書類紛失等の課題を指摘

規制改革の方向性

- (1) 法務省による実施事項
 - ・ 定款案を容易・迅速に作成できる**モデル定款**を法務省の適切な関与の下、日本公証人連合会が作成し、公表【令和5年措置】
 - ・ モデル定款を使う場合に、定款案及び必要資料の提出から**2営業日以内に認証を完了**する運用を東京都を含む2都市程度で開始し、段階的に全国展開【令和5年度開始】
 - ・ 面前確認について、公証役場に出頭せず**ウェブ会議での実施を原則化**【令和5年度措置】
 - ・ 発起人からのデータ提供その他のデジタル技術により**面前確認が不要な手続の新設**を検討【令和5年度結論】
- (2) 規制改革推進会議からの提言
 - ・ 社会的ニーズの変化、民事紛争の円滑な解決・防止、嘱託人の負担（手数料を含む）の軽減等の観点から、今後、公証人の身分・待遇も含む**公証人制度の在り方に係る抜本的見直し**の早急な検討が必要

参考1 定款認証の件数

- 定款認証が必要な株式会社等の設立は年間約10万件

定款認証が必要

定款認証不要

株式会社等 約10万件 設立(年間) 合同会社等 約4万件

参考2 行政事業レビュー取りまとめ（概要）

- モデル定款やデジタル技術等により面前確認を不要とすべき
- 手数料を無料に近い金額とすべき
- 将来的な定款認証制度の廃止を含め、制度の在り方を早期に検討すべき

参考3 公証人について

- 年間手数料収入額は平均3,194万円（うち2-3割が定款認証手数料）
- 前職は裁判官・検察官・法務事務官が9割以上

公証人の前職



13. 海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し

○世界各国で高度な知識や技能を有する人材の獲得競争が激化する中、起業活動の活発さを表す指数で日本は21か国（高所得国分類）中20位。
 →優れたアイデアや技術を持つ起業家を日本に誘致し、アジア最大のスタートアップハブを形成していく観点から、日本で起業を目指す外国人向けの在留資格の利便性を向上。

現状と課題

- 「総合起業活動指数」で日本は21か国（高所得国分類）中20位。【出典】グローバル・アントレプレナーシップ・モニター（GEM）2022/2023 グローバルレポート
- 外国人起業家に起業活動のための入国を認める制度は、経済産業省の外国人起業活動促進事業（以下、経産省スタートアップビザ）と内閣府の国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（以下、特区スタートアップビザ）の2種類。これらの事業は併用も可能だが、次の課題等が存在する。
 - ①国家戦略特別区域では2つの事業を併用最長1年6か月起業活動ができ、その後にワーキングスペースの特例を半年活用が可能だが、対象地域は限定的。
 - ②2種類の事業が存在することで在留期間が条件によって異なるなど、外国人起業家にとって分かりにくい。

規制改革の概要 a：特区スタートアップビザを経産省スタートアップビザと一本化【令和6年措置】

- ①複数制度の併用手続を行わず、かつ地域を限らず、「事業所の確保」及び「事業の規模」の要件を猶予する期間を最長1年6か月から最長2年間に延長する。
- ②外国人起業家が全国でワーキングスペース等に加え大学施設・企業施設等、場所にとらわれない自由な起業を可能とする。（「事業所の確保」要件を最大2年間猶予）
- ③インキュベーション施設に係る特例を活用する際の条件を整理する。

参考 創業活動促進事業・ワーキングスペースの特例の全国展開案 【出典】国家戦略特区 関係省庁等からのヒアリング／提案に関するヒアリング（令和5年8月9日）資料（一部修正）

		在留期間及び要件			
		～6か月	6か月～1年	1年～1年6か月	1年6か月～2年
	「経営・管理」 (通常)	【在留資格：経営・管理】 ・上陸基準省令上の要件を満たす必要がある 要件①：事業の規模(2人以上の常勤職員又は500万円以上の出資金等) 要件②：事業所の確保(ワーキングスペース等は含まれない) 等			
1	外国人創業活動促進事業 (特区事業)	【在留資格：経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 6か月猶予	【在留資格：経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、最長1年猶予		
2	外国人起業活動促進事業 (経産省事業)	【在留資格：特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、最長1年猶予			
2+1	起業準備活動期間の延長 (令和4年12月措置)	【在留資格：特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、最長1年猶予		【在留資格：経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 6か月猶予	【在留資格：経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、 6か月猶予
全国展開後	外国人起業活動促進事業 に一本化	【在留資格：(P)】 要件①・②を満たすことを、最長2年猶予			

その他、外国人起業家の起業活動を後押しする取組

b：在留資格「経営・管理」を取得する際の「事業の規模」要件について、有償新株予約権が活用できるようにする。【令和5年度措置】

c：共同創業のスタートアップによる在留資格「経営・管理」の取得に向けて、審査基準とされている「合理的な理由」として認められる具体例と立証の方法を明確にする。【令和5年度検討開始、令和5年度措置】

d：特区スタートアップビザ及び経産省スタートアップビザ等を活用する外国人起業家の銀行口座の早期開設に向けて、金融機関や地方公共団体等にフォローアップを行う。【継続して措置】

1 4. スタートアップ等のための会社法制の見直し（株式報酬の発行環境改善）

- 現物株式を付与する株式報酬やストックオプション（インセンティブ報酬）は、スタートアップから上場企業に至る企業にとって、人材確保の有用な手段。
 - しかし、その普及度や発行環境について、日本は依然として海外と差がある。企業は、インセンティブ報酬の発行に関する会社法制上の課題を指摘している。
- 法改正によって、円滑な発行環境を整備する。

[a] 現物株式を付与する株式報酬

現状と課題

- 業績によって増額し得る株式報酬は、高度な知見や技術を持った従業員層の人材獲得に有効。
- 従業員向けの株式報酬が日本よりはるかに普及する諸外国の人材に馴染みやすく、グローバルな展開を志向する企業にとって、人材獲得の武器となる。
- しかし、現行会社法の課題として、役員に対する株式報酬は無償発行できる一方、**従業員や子会社役員（以下、従業員等）に対する場合は無償発行できない。**その結果、

- 国内企業は、従業員等に株式報酬を付与※1する場合、現物出資構成※2という日本独自の複雑なスキームを用いざるを得ない。
- スキームについて海外人材の理解が得にくく、付与対象者が役員が従業員等かによってスキームを使い分ける必要もあり煩雑。

円滑な株式報酬の発行の支障になっており、企業からは法改正を求める声

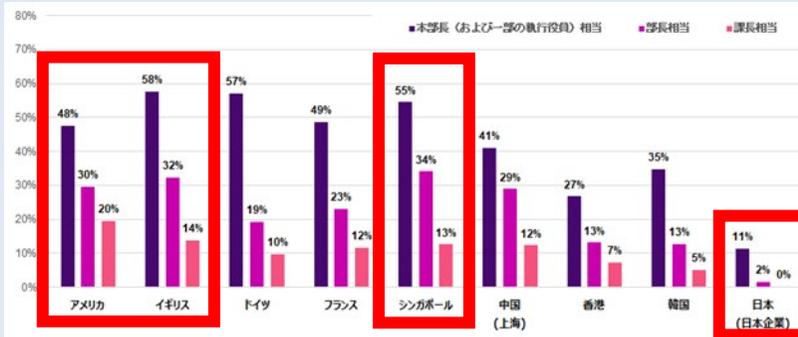
※1実態として福利厚生や賞与で付与している ※2従業員等が報酬支払請求権（債権）を企業に出資し株式を引き受けるスキーム

【参考】

従業員の株式報酬導入海外比

（ウイリス・タワーズワトソン社
2022年10月4日公表）
世界9か国の5000社超の企業を対象に、従業員に株式報酬を付与している企業の割合を調査

例えば英、米、シンガポールは、
本部長相当について日本の約**5倍**
部長相当について日本の約**15倍**
また、課長相当について日本は**ゼロ**



規制改革の概要

法務省は、現行会社法上、株式会社は役員にのみ現物株式を無償発行し株式報酬として付与できる一方、従業員等には無償発行できないことを踏まえ、**従業員等に対する無償発行を可能とすべく、会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問等を行う。**

【令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

規制改革の効果

- 役員、従業員等を問わず、無償交付という**シンプル**なスキームによって株式報酬を付与できるようになる。
- 従業員等に対する株式報酬の導入促進が期待できる。現物株式の活用により**成長・成熟企業**の人材獲得が円滑化。



[b] スtockオプション

現状と課題

- 企業がストックオプション（あらかじめ決めた価格で自社株を購入する権利を付与するもの）を発行する際、現行会社法上、株主総会で発行数の上限枠を決議し、枠内での発行を取締役に委任すること自体はできる。

- しかし、①**取締役会の委任の範囲が狭い。**

⇒権利行使価格や権利行使期間の決定を委任できない。その結果、例えば税制適格要件を満たすストックオプションの発行をしようとすると、取締役会への委任の範囲を超えることがあり、再度の株主総会決議での委任が必要となり得る。

- また、②**委任の有効期間が1年であり短い。**

⇒株主総会決議日から1年を超える時期にストックオプションを発行しようとすると、取締役会への委任の効力が失われているため、再度の株主総会決議での委任が必要となる。

規制改革の概要

法務省及び経済産業省は、ストックオプションを柔軟かつ機動的に発行できるよう、
①**株主総会から取締役会へ権利行使価格や権利行使期間の決定を委任**できることとし、また、②**委任の有効期限（現行1年）を撤廃又はスタートアップがIPOに要する期間（15年程度）を踏まえた上で伸長**する。

【引き続き検討、結論を得次第速やかに措置】

規制改革の効果

- 会社法制上、**ストックオプション・プールを実現**できるようになる。
- 柔軟かつ機動的なストックオプションの発行が可能となり、**スタートアップの人材獲得が円滑化**。

時点A(株主総会)
プール=発行上限枠を決定

時点A+1年(取締役会、再度の株主総会が不要になる)

- ①取締役会でストックオプションの権利行使価格等を決定可能
- ②Aから1年経っても株主総会から取締役会への委任は有効

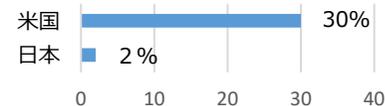
15. 株式報酬の発行円滑化に向けた金融商品取引法制の見直し

コーポレートガバナンス強化、人材確保の観点から、株式報酬の導入ニーズが高い一方で、米国等海外と比べると限定的である現状を踏まえ、株式報酬の導入環境を整備する観点から、有価証券届出書の提出をはじめとする金融商品取引法の開示規制を緩和し、有価証券届出書の提出を不要とする場合を拡充する。

現状と課題

- 米国は日本と比べ、例えば、従業員層（部長相当）に株式報酬を付与する企業の割合は約**15倍**。
- 企業からは、コーポレートガバナンス強化、人材確保に資する株式報酬を円滑に発行できるよう「**有価証券届出書をはじめとする開示手続の負担を緩和できないか**」という声。

※参考【部長相当の株式報酬導入企業日米比】



■ 部長相当に株式報酬を付与する企業の割合

ウイリス・タワーズワトソン社
2022年公表資料より事務局作成

【企業が有価証券届出書について負担に感じている具体的な声】

- **添付書類**（定款、取締役会議事録、ハイライト情報、利用適格書面等）や**記載項目**（証券情報、企業情報、保証会社情報等）が多い。準備に時間がかかる。
- 財務局への提出の**2週間以上前から担に事前相談が必要**。提出後も届出の効果が発生するまで**15日間の待機期間**があり、その間株取引が停止する。
- **インサイダー情報の記載が必要**であり、情報が公開されることによって企業戦略に影響が生ずる。
- 株式報酬の付与対象者の**プライバシー情報（氏名、住所、株式保有数等）の記載が必要**であり、公表されることへの抵抗感。

規制改革の概要

a 特例制度の改正

金融庁は、金商法上、会社が1億円以上の有価証券を発行する際にも**有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書で足りるとする特例制度**（金商法施行令2条の12）に関し、その**活用範囲拡大、利便性向上**によって株式報酬の発行を円滑化するため、**以下のとおり制度改正**を行う。【令和5年度検討、令和6年上期結論、結論を得次第速やかに措置】

	①活用可能な類型新設	②付与対象者要件拡大	③譲渡制限期間の要件見直し
現行	譲渡制限付株式（RS） ストックオプション	発行会社とその完全子会社の役職員に限定	RSに関し、付与対象者が交付を受ける日の属する事業年度経過後3月（外国会社は6月）超
改革後	譲渡制限付株式ユニット(RSU) パフォーマンスシェアユニット(PSU) 信託型株式報酬 従業員株式所有制度 を新設	子会社に関し、 完全子会社以外の子会社の役職員にも拡大	合理性の有無を検証し見直し

b プライバシー情報の開示不要化

在職者・在任者に対して、報酬目的の株式を第三者割当の方法で発行する場合、有価証券届出書等の開示書類の「第三者割当の場合の特記事項」に氏名、住所、株式保有数等のプライバシー情報の記載は不要である一方、退職者・退任者の場合、記載が必要。

金融庁は、**退職者・退任者の場合もプライバシー情報の開示が不要となるよう、関係法令の改正**を行う。【令和5年度検討・結論・措置】

規制改革の効果

a 特例制度の改正

有価証券届出書（1億円以上の有価証券発行時に提出）

- ・添付資料や記載項目が多く準備にコスト。
- ・インサイダー情報の記載が必要で企業戦略に影響有。
- ・財務局への事前相談、提出後の株取引停止等企業活動に時間的制約。

コスト減

臨時報告書（特例制度）

- ・添付資料はない。記載項目も基本的に提出理由と報告内容のみで簡素。
- ・インサイダー情報の記載は不要。
- ・財務局への事前相談も株取引停止期間もない。

➡ **特例制度の活用可能類型、適用要件を緩和。株式報酬を発行する際は、有価証券届出書ではなく、臨時報告書で足りるようにして、発行を円滑化。**

b プライバシー情報の開示不要化

プライバシーが公表されることによる付与対象者の抵抗を軽減し、株式報酬発行を円滑化。

※なお、a、b共に開示規制の緩和であるが、報酬目的の株式は企業内の発行であることも踏まえ、必要な範囲の投資家保護は達成可能

16. 賃金の「デジタル払い」の実現

- 主要各国のキャッシュレス決済比率が40%～60%台の中、日本は約30%にとどまる。

出典：経済産業省「キャッシュレスの将来像に関する検討会 とりまとめ」（令和5年3月20日）

- 「○○Pay（パイ）」などプリペイド型のキャッシュレス決済手段は、利用者のアカウントへの定常的な入金（給与の入金等）を促すことで、利用拡大につなげることができる。

→キャッシュレス社会の実現や、一般的に銀行口座開設に時間を要する外国人を含む労働者の利便性向上の観点から、資金移動業者の口座への賃金支払制度（賃金のデジタル払い）を実現する。

現行制度による課題

- 制度開始（令和5年4月1日）直後に複数の資金移動業者※が申請したが、現状（12月26日）において指定実績がゼロ。
※資金移動業者：銀行以外で送金サービスを提供する登録事業者。令和5年11月時点で83社。サービス名として「○○Pay（パイ）」等。
- 厚生労働省は、資金移動業者の申請件数及び審査状況を公表していない。

規制改革の方向性

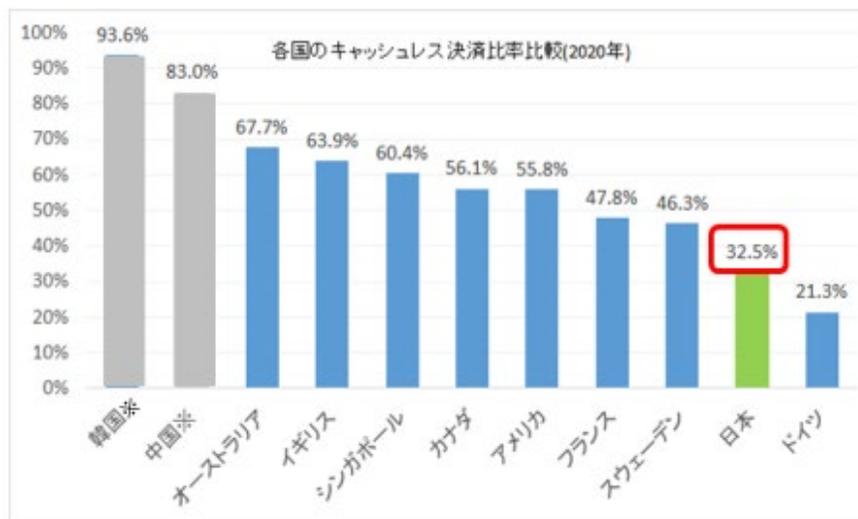
- 厚生労働省は、指定要件を満たすことが確認できた資金移動業者から早期に指定を行う。
- 指定審査の状況を踏まえ、申請に係る標準処理期間（例：2か月）を示す。
- 資金移動業者の申請件数及び審査状況を速やかに公表する。
- モニタリングを毎年実施し、その結果について、本制度の適切な運用に資する観点を踏まえ公表する。

【直ちに検討・結論後速やかに措置】

規制改革の効果

- 賃金の「デジタル払い」の早期実現
- EBPMに基づく制度検証、適正化
- 外国人を含む労働者の利便性向上
- キャッシュレス社会の実現

参考 各国のキャッシュレス決済比率比較（2020年）



出典：経済産業省「キャッシュレス将来像の検討会とりまとめ（概要版）」
世界銀行「Household final consumption expenditure (2018年 (2021/2/17版))」、
BIS「Redbook」の非現金手段による年間支払金額から算出
※1 中国および韓国に関しては、Euromonitor Internationalより参考値として記載。
※2 日本については2021年の値を記載。

17. 光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の開示等

- AIの活用や自動運転、ドローン等の新たなデジタル技術の進展等により、データ通信量が増大する中、データセンターを各地に分散立地させ、データ処理を効率化・高度化する取組が進んでいる。この複数のデータセンター間で高速・大容量のデータ通信を可能とする光ファイバーのインフラ整備が急務となっている。
- 事業者が光ファイバーの整備を行う際、国、地方公共団体又は公益事業者が管理する光ファイバー関連の設備を使用する必要があるが、その使用に係るコストを削減し、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、光ファイバーの整備を円滑化する。

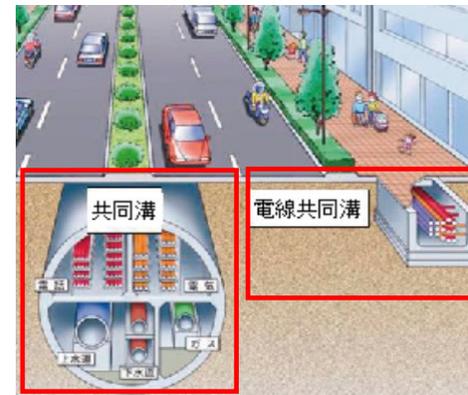
現行制度による課題

光ファイバーのインフラ整備等を進めるに際し、現状下記の課題がある。

- ①光ファイバーの芯線及びその収容空間（以下「光ファイバー関連設備」）の位置情報等が不足・散在しており、光ファイバーの敷設ルート策定に時間を要する。
- ②光ファイバー関連設備の使用に係る許認可手続等の様式や申請方法が異なり、手続コストがかかる。

※例えば、日本では現行5年程度要する光ファイバーの整備が、諸外国では2年程度で整備できている例もあるとの事業者の声がある。

参考1 光ファイバーの収容空間の例



参考2 光ファイバーの芯線



参考1、参考2（出典）第2回スタートアップ・投資WG（令和5年12月1日開催）参考資料より作成

規制改革の方向性

- (1)総務省は、将来のデータセンター間等におけるデータ通信量の増大を踏まえ、それに対応するための光ファイバー整備の必要性と見通しを明らかにする。【令和5年度措置】
- (2)総務省は、国土交通省の協力の下、公益事業者、国及び地方公共団体が管理する光ファイバー関連設備について、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、
 - ①必要な光ファイバー関連設備の位置等に係る情報の見やすく利便性の高い形でのインターネット上での開示
 - ②利便性の高い方法での申請・使用手続の様式の統一化
 - ③利便性の高い方法での申請・使用手続のWEBによるオンライン化を一元的なワンストップの形で実現するプラットフォームの在り方を検討する。

この際、総務省は、公益事業者が保有する光ファイバー関連設備に係る情報の開示の対象者や当該開示の在り方について、関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じた必要な措置を講じる。

加えて、当該プラットフォームについて、総務省は、公益事業者が参画するよう、国土交通省は、光ファイバー関連設備を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の確実な参画を確保するため、それぞれ必要な措置を講ずる。

【令和5年度検討・一定の結論、令和6年度以降可能なものから順次措置】

参考3 設備とその管理者

	国・地方公共団体 (道路・河川)	公益事業者 (電気通信事業者、 電気事業者、 鉄道事業者)
収容空間	I	III
光ファイバーの芯線	II	IV

18. 農業法人の経営基盤強化

○基幹的農業従事者は過去5年で▲19%減少（令和4年:123万人）し、今後20年でさらに約4分の1まで激減するおそれがある（農林水産省資料）など危機的な状況の中で、食料の生産基盤を維持していく観点から、人と農地の受け皿となる農業法人の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人の議決権要件の一部を緩和する特例措置を導入。

現行制度による課題

- 現行制度下では「農業関係者による更なる出資は困難」や「取引先等との事業連携を強めたい」という声が存在。
- 農業法人は、売上高増減幅が大きい事業特性に加え、自己資本比率が低い（出資を受け入れにくい）ため、経営基盤が脆弱。
- 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化のため、懸念払拭措置を講じた上で食品事業者等との連携による出資の柔軟化が必要。



規制改革の方向性

○現行制度上は農業者が過半を有する必要がある議決権要件の一部を緩和し、農業者及び食品事業者等で過半を占めることを可能とする特例措置を導入【令和5年度措置】

農業者 + 食品関連事業者等で1/2超



- ・農業者が重要事項に決定権を持ち得る一定の出資割合を保有
- ・農村現場の懸念も踏まえ、地域計画に位置付けられ、かつ、認定農業者として地域での実績を有する農地所有適格法人のうち、国が真に地域の農業生産や地元経済に裨益するか確認を行うといった責任を持つことが前提

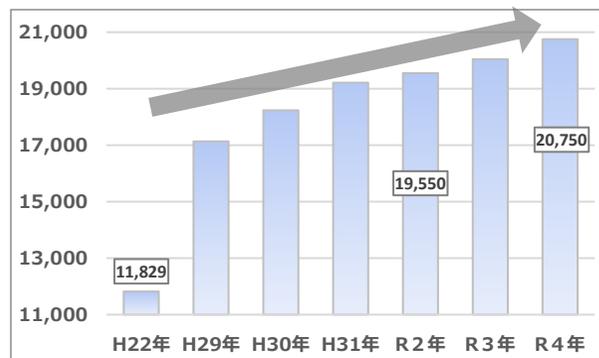
参考1 農地所有適格法人の要件（現行制度）

①法人形態	株式会社（非公開会社）、農地組合法人、持分会社
②事業内容	主たる事業が農業（農産物の加工、販売等関連事業も含む）
③議決権	農業関係者が総議決権の過半を占める
④役員	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の過半が農業に常時従事する構成員であること ・役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

（出所）農林水産省

参考2 農地所有適格法人数の推移

※農地所有適格法人の経営面積は約61万ha（農地の約7分の1）



（出所）農林水産省

19. 農業用施設の建設に係る農地転用許可の迅速化

○農業者が農畜産物の加工・販売施設等を内外の景況等に応じて迅速・円滑に建設することを可能にするため、認定農業者が地域計画に定められる農業用施設（面積要件なし）を建設する場合、長期を要することがある農地転用許可を不要化。

現行制度による課題

- 農業用施設は、周辺農地への日照・排水の影響を考慮し、施設が立地する土地が2 a未滿に限り、農地転用の許可不要。
- 「面積要件2 aが小さすぎる」、「農地転用の運用にばらつきがあり、農業用施設に含まれるトイレ・駐車場が認められないなど、自治体間の運用のばらつきが存在」といった現場の声が存在。

規制改革の方向性

○面積要件の撤廃

認定農業者が、農業用施設の概要を地域計画に記載することを求めた場合、周辺の営農に支障（日照、排水等）をおよぼすおそれがないことを事前に市町村等が確認することで、農地転用許可を不要とする※。【令和6年上期措置】

※通常の農地法の転用許可に当たっては農業委員会及び都道府県知事等による農地集積への影響、財務、農道渋滞のおそれ等の審査を伴い、多くの書類提出が必要。

○農地転用許可基準のばらつきの解消

自治体間の運用面のばらつきに関する実態調査を農業者に対して定期的に実施し、その結果を農林水産省通知に反映。

【実態調査については令和6年上期に着手、調査結果に応じた記載の充実は令和7年度措置】

○地域計画の協議の場への新規参入希望者の参加

地域計画の策定状況を農林水産省HPに公表するとともに、外部の新規参入希望者から協議の場への参加の申出があった場合には、当該者の参加の上で協議を行う旨を通知に明記。

【令和6年上期措置】

参考1 農業用施設の例

育苗施設

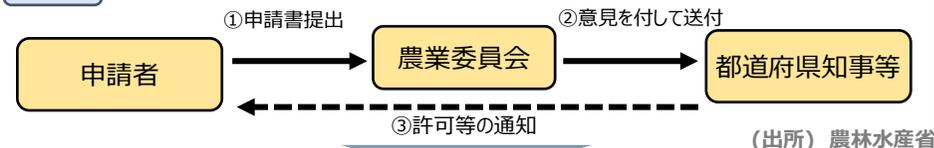


農業用機械格納庫



(出所) 農林水産省

参考2 農地転用許可手続の流れ



(出所) 農林水産省

地域計画に定められた農業用施設であれば、農地転用許可不要
手続期間▲数カ月程度、短縮

参考3 農地転用許可不要の農業用施設の種類

現行制度	拡大後
・自らの農地の保全のための農道、農業用排水路、ため池等（面積制限なし。） ・自らの農業生産活動に必要な不可欠な畜舎、温室、種苗貯蔵施設等（駐車場、トイレ、更衣室を含む。2 a未滿に限る。）	現行制度に加え、 ・農畜産物の加工・販売施設 ・農家レストラン を対象追加

参考4 ばらつきの事例

- ・A県では、輸出用米倉庫の建設が認められたが、B県では認められなかった
- ・C県では、温室に付随する選果施設等の建設が認められたが、D県では認められなかった

20. 「自爆営業」の根絶

- 自爆営業（使用者が、労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して当該使用者の商品・サービスを購入させること）は労働者に経済的損失や精神的苦痛を与える行為であるが依然として多くの分野で発生しているとの指摘を踏まえ、自爆営業の定義を明確化し、使用者・労働者の認識を向上させるため自爆営業が関係法令上で違法となり得る類型を示すとともに、パワハラ防止指針の改正について検討を開始。

現行制度による課題

- 自爆営業は、経済的損失や精神的苦痛を与える行為であり、労働基準法や民法上違法と判断され得る事例や、関連する言動がパワーハラスメントに該当し得る（※）事例もあるものの、実効性のある対策が取られていないために、多くの分野で長年発生しており、根絶には至っていないという有識者の指摘がある。
※パワーハラスメントの3要素（職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの）を満たす場合は、パワハラに該当する可能性がある。
- 自爆営業の定義や関係法令上違法となり得る類型等が明確に示されていないために、使用者・労働者に違法性が十分認識されていないことが自爆営業が根絶されない背景の一つ。
- 自爆営業の発生原因が業界等の風習や慣習にある場合がある。また、事業所管府省が自爆営業の実態を直接的に把握することが必ずしも容易ではない。

参考 自爆営業との指摘（報道ベース）

コンビニ	中古車販売	アパレル	農協
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人従業員が恵方巻やクリスマスケーキの購入を強制される。 ・宗教上の戒律から食べられない物まで購入を強制されたため、 購入後、廃棄した人も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入社員が半強制的に自社商品の車を購入させられ、長期間のローンを高金利で組まされる。 ・自社商品の車を購入するか、購入しないなら会社を辞めるか迫られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制服として売り場商品の自費購入を強制された。 ・契約社員が、毎月の販売ノルマを達成できないと契約更新されないため未達成分の服を自腹で購入している。 月8万円購入する例も。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済事業の販売ノルマの達成のために不必要な共済を自腹で契約。年100万円以上負担している例も。 ・職員採用時に共済加入を約束する念書に署名させられる。守らない場合、氏名を職場で晒されたり、パワハラを受ける。

出典：第1回働き方・人への投資WG（令和5年11月15日開催）資料2-5より作成

規制改革の方向性

- 労働基準法、労働契約法及び民法上違法となり得る自爆営業の類型等を明確化。【令和6年度措置】
- 「パワハラ防止指針」の改正について労働政策審議会において検討を開始する。【令和6年度検討開始】
- 厚生労働省は、自爆営業に関連して生じた労働問題の相談について、その件数や相談内容を業界別に整理した上で、当該業界に係る自爆営業の抑止に資するよう事業所管府省に情報共有する。【令和6年度措置】
- 事業所管府省は、厚生労働省からの情報共有を受けた場合には、必要に応じて、当該業界等の風習の是正その他の自爆営業を抑止するための取組を推進する。【令和6年度措置】

2.1. 副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方の検討

○副業・兼業は労働者の主体的なキャリア形成に意義があり、物流・交通・医療・介護といった多くの分野での人材不足問題への貢献といった社会的意義があるものの、日本では副業実施率が正社員の7%とその進展は非常に乏しい現状。

→割増賃金支払における労働時間通算規定での労務管理の複雑さやコンプライアンスリスクが阻害要因であるとの指摘を踏まえ、副業・兼業時の割増賃金支払に係る労働時間の通算管理の在り方について令和5年度から検討開始。

※労働者の健康管理の観点から、健康管理に係る労働時間の通算管理は議論の対象外

現行制度による課題

○労基法・通達で、本業と副業・兼業先の労働時間はそれぞれの企業に通算管理の義務。

【有識者等の指摘】

・割増賃金計算のための本業・兼業先での日々の労働時間の把握は（健康管理の観点では意義があるが）、企業側に重い負担や労務管理の複雑さによるコンプライアンスリスク。雇用型の副業・兼業を阻害する大きな要因。

・欧米にもない我が国独自の規制で合理性が乏しいとの声。

・同じ業務でも副業・兼業者のみ割増賃金が支払われることについて、副業・兼業先の他の労働者にとって不公平感があるため雇用しづらいとの声。

※企業への副業受入時の懸念事項のアンケートでは、「労務管理が煩雑」を挙げる企業が28.5%と最大の懸念事項となっているほか、「周囲の従業員から不満の発生」を挙げる企業も14.9%存在。（出典：パーソル総合研究所 第三回副業の実態・意識に関する定量調査（令和5年7～8月実施））

参考1 労働時間通算の考え方

○労働時間の通算手順

手順1：所定労働時間の通算⇒先に契約をした方から、後に契約をした方の順に通算

手順2：所定外労働時間の通算⇒実際に所定外労働が行われる順に通算

※丸数字が通算順。赤字が法定外労働時間



（出典：厚生労働省「副業・兼業における労働時間の通算について（労働時間通算の原則的な方法）」を基に作成）

参考2 関連データ

・現在副業を実施している正社員の割合は**7.0%**にとどまっているが、副業未実施の正社員のうち**40.8%**が副業の意向。

・企業の副業容認率と副業受入率にもギャップがみられる。

⇒副業の意向のある正社員は非常に多く、企業として副業を容認しているが、**実際に副業をしている労働者や副業者の受入企業は限られている現状。**

企業	副業容認率	60.9%
	副業受入れ率	24.4%
正社員個人	副業実施率	7.0%
	副業意向率	40.8%

（出典：パーソル総合研究所 第三回副業の実態・意識に関する定量調査（令和5年7～8月実施））

参考3 諸外国の現状

・米国、フランス、ドイツ、イギリスの諸外国では割増賃金との関係では労働時間は通算されないという解釈が示されている。

（令和5年12月5日第3回働き方・人への投資WG有識者説明より）

参考4 労働基準法の現行規制

・労働基準法第38条1項において、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」とされている。

・厚生労働省の通達において「『事業場を異にする場合』とは事業主を異にする場合をも含む」（昭和23年5月14日労働基準局長通達）とされているため、副業・兼業においても労働時間の通算管理が必要とされている。

規制改革の方向性

副業・兼業時の割増賃金支払に係る通算管理を不要とし、事業主が異なる複数の事業場で労働した結果生ずる時間外労働に対する割増賃金の支払は要しないこととする必要。

・厚生労働省検討会において、割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法等の関係法令における行政解釈の変更も含めて検討し、結論を得る。

【令和5年度検討開始、令和6年度結論】

参考① 定置用蓄電池の系統連系に係る認証手続等の見直し

- 定置用蓄電池は、電力の需給バランスの確保に貢献し、再生可能エネルギーの更なる普及に向けて重要。
- しかし、日本の定置用蓄電池の導入は諸外国に比べて進んでおらず、蓄電池の価格も諸外国に比べ、高いと指摘され※、事業者からは、定置用蓄電池の系統連系に係る認証手続等に時間や金銭的コストがかかっているとの声がある。
- このため、蓄電池の大量導入に向けた系統連系に係る認証手続等の見直しの検討を行う。

※第6次エネルギー基本計画第（令和3年10月：経済産業省）では「他国と比べても蓄電池システムの導入コストが高止まりしている」と記載されている。
また、日本の蓄電池の価格（kWh単価）は諸外国と比較して9割以上高いといった事業者の声もある。

現行制度による課題

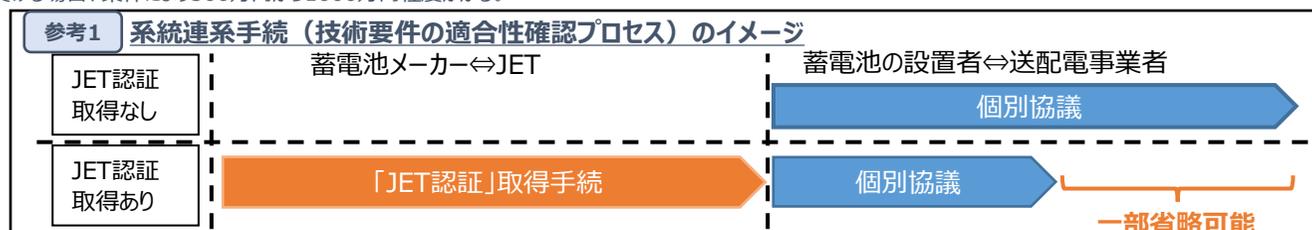
定置用蓄電池の系統連系のためには、系統連系技術要件への適合性を確認するため、一般送配電事業者と「個別協議」が必要であり、その手続を一部省略できる第三者認証制度（JET認証※¹）もあるが、手続面で制約が多く※²、手続に時間や金銭的コストがかかっている※³との事業者からの声があり、大量導入の障壁になっていると考えられる。

※¹ JET認証とは、蓄電池等について、電力系統に連系するための技術要件に適合する機能を確保していることを証する認証制度を指す。

一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が提供する認証制度であり、正式名称は「系統連系保護装置等認証」。

※² JET認証において、小さな部品変更等でも認証再取得が求められるといったことや、蓄電池の出荷の際に全数試験を求められるためメーカーは専用ラインを構築する必要がある等の制約がある。

※³ 期間について、諸外国では1か月程度に対し、日本では、半年を超えることもある（JET認証の手続を含めると更にかかる）。費用は、諸外国では数10万円以下や無料である場合もあるのに対し、日本では、JET認証を受ける場合、案件により500万円から1000万円程度かかる。



規制・制度改革の方向性

- 経済産業省は、JET認証の取得について、標準的な認証手続にかかる費用と期間を定めて公表するよう、JETに検討を促す。
- 経済産業省は、JET認証におけるJIS規格を用いた認証に係る小さな部品変更等の際の認証再取得の不要化をJETに要請。
【令和5年措置】
- 経済産業省は、諸外国と同等の円滑な系統連系に向け、海外調査を参考に合理的であると判断される場合、諸外国の仕組※を導入。
※系統連系技術要件への適合に係る自己認証（社内での試験・確認等）の結果を国等のデータベースに登録・短期間の連系申請手続により連系する仕組等
- 経済産業省は、JET認証で、安全性に関するJIS規格の認証が求められる点について、JIS以外のIEC等の認証を取得した場合も、同様に受け入れること等が明示・公表されるよう必要な措置の検討をJETに促す。
- 経済産業省は、一般送配電事業者から当該メーカーに対して現状求めている定置用蓄電池の個別機器の試験データの提出について、諸外国の実態を調査し、系統連系手続において代表機試験で足りる等の場合は、その旨等を適切な文書等に明記し、公表。等
【令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

参考② 再エネ導入の前提となる送配電設備の整備に係る所有者不明土地に関する取扱の明確化

○再エネ導入のためには、再エネで発電した電力を各地に送電するための送配電設備が必須であるが、当該設備の設置に当たって、その計画地が所有者不明土地である結果、設備設置が進まないケースが多い（不明土地は全私有地の約20%※）。この対策として、「不在者管理人制度」（民法第25条）などの所有者不明土地の利用を可能とする前提となる「所有者不明であること」の証明を容易化する。

※所有者不明土地の実態把握の状況について（平成29年 国土交通省）P9 <https://www.mlit.go.jp/common/001201304.pdf>

現行制度による課題

○一般送配電事業者が再エネの連系申込を受け、新たに送配電設備の設置を計画する際、土地所有者と任意交渉を行ったうえで当該設備の設置工事を行うが、不動産登記簿等を参照しても所有者が判明しない場合、当該設備の設置の障害となる。

○所有者不明土地の利用にあたっては、所有者土地不法法に基づき、市町村長等に土地所有者等関連情報（住民票、固定資産課税台帳等の情報）の提供を請求できるが、提供には所有者本人の同意が必要であり、所有者不明土地では意思表示がなされないため関連情報の取得が困難。

○他に、事業者の取り得る手段として、不在者管理人制度等の財産管理制度があるが、その申請には「不在の事実を証する資料」（所有者と思料される者宛ての郵便物を送付したうえで「宛て先あたらず」等の理由で返送されたもの等）を揃える必要があるが、所有者に関する情報を持たない事業者はそういった措置が困難。

規制改革の方向性

○市町村長等が土地所有者等関連情報を提供できない場合には、情報を提供できない旨及びその理由を記載した通知書を請求者に対して交付することが望ましいとされている。（平成30年11月15日国土企第37号）

○この通知書のうち、その理由として本人の所在が判明しなかった旨等が記載されたものは、事業者本人が所有者と思料される者に書面を送付する等の措置に代えて、「不在の事実を証する資料」として考慮され得る旨をガイドライン等で明確化し、公表する。

【令和5年検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

参考1 所有者不明土地の定義

○所有者不明土地法では、相当な努力が払われたと認められるものとして下記等の探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地と定義。【法第2条第1項、政令第1条】

- ・土地の登記事項証明書の交付を請求すること。
- ・所有者と思料される者が記録されている住民基本台帳等を備えている市町村長又は登記所の登記官に対し、当該情報の提供を求めること。
- ・所有者と思料される者に対し、書面の送付その他の土地の所有者を特定するための措置（書面の送付又は訪問のいずれか）をとること。等

参考2 不在者管理人制度の概要

利害関係人等※が不在者の土地について
民法に基づく管理命令等を裁判所に請求



裁判所が不在者財産管理人等を選任
管理人による管理を実施

※所有者不明土地は特例として利害関係に係らず地方公共団体の長等が管理命令等を裁判所に請求可